

「令和7年度若者向け結婚応援情報発信事業」業務委託仕様書

1 目的

本事業は、結婚を希望しているが相手を見つける行動に至ることが出来ていない方等を後押しするため、特設サイトを開設し、石川県民や県にゆかりのある方等から、婚活や出会いのエピソードを募集するキャンペーンを実施し、応募されたコンテンツをインターネットやSNS等により発信することで、若者の結婚に向けた活動を応援することを目的として実施する。

2 委託業務期間

契約日から令和8年3月31日まで

3 委託予定金額

3,500千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

4 業務概要

(1) 特設サイトの作成

婚活や出会いのエピソード等（(2)のとおり募集するもの）を掲載する特設サイトを作成し、サイト内にエピソード募集用のページ（フォーム）を作成する。

(2) 婚活や出会いのエピソード等の募集・審査

自身の婚活エピソードや出会いのエピソードに関する具体的な情報を文章と写真、又は動画のセットで募集し、投稿してもらうキャンペーンを以下の内容で企画・実施する。

項目	内容
名称	※キャンペーン名もご提案ください。
実施期間	令和7年9月～10月
募集テーマ	「婚活エピソード」「出会いエピソード」をテーマとし、結婚に向けた活動に関する情報（文章と写真、又は動画）を募集すること
応募資格	石川県民や県にゆかりのある方など個人による応募とする ※本人以外のエピソードも可
ホームページ	・特設サイト内に、本キャンペーンの募集用ページを開設すること ・いしかわ結婚支援センターホームページ (https://www.i-oyacom.net/kekkon/) 内に、募集用ホームページリンクを貼るためのバナー（1400×589）を作成すること

募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・応募総数は500件以上を目標とすること（文章と写真、又は動画）。また、様々な若者の応援となるよう多様なエピソードを募集すること。 ・SNSを通じた応募と、ホームページ上の応募フォームを併用し、より多くの人に参加してもらいやすい環境をつくること ・SNSは新規アカウントを開設し、受託者は実施期間中責任を持って適切な運用管理（応募数、フォロワー数を増やす工夫、応募管理、問合せ対応等）を行うこと
審査方法	投票フォームを特設サイトに作成し、県民（若者）に広く投票してもらい、票の多いものについて特典を準備する。投票についてはSNSを活用し周知も行うこと。
応募・投票に係る特典	<p>特典は、以下のものとし、特典を受ける者に対し受託者が準備し提供する。</p> <p>特典については石川県の魅力が感じられるもの（県内の特産品等）となるよう、委託者と受託者と協議の上うえ決定する。</p> <p>①応募者への特典 投票の多かった方へ特典を提供する。</p> <p>②投票者への参加特典 投票をしてくれた方へ抽選で参加特典を提供する。</p>
応募情報の取扱い	応募情報（文章と写真、又は動画）については、主催者権利として委託者が応募者の許諾を要することなく、無償で使用できるよう諸権利を持つこととすること（応募者に使用許諾確認が必要な場合は、受託者の責任でこれを行うこと）
広報活動	<p>本キャンペーンを広く周知するため、以下の活動を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSやインターネットを活用した広報を行うこと ・その他効果的な広報を実施すること ・応募総数は500件以上を目標とすること

(3) 特設サイトでの情報発信

新しく作成する特設サイトにおいて、投票の多かった作品を含めたエピソードを紹介するとともに、石川県の結婚支援に関する情報（「あいきゅん」、石川しあわせ婚応援パスポート（婚パス）等）など、掲載内容を充実させること。また、当ホームページについて、SNSやインターネット等を通じて広く発信すること。

5 業務完了報告書等の提出

(1) 業務完了報告書

本業務の実施内容を記載した業務完了報告書を1部作成し、提出すること。

(2) 成果物となる文章および写真の画像（ファイル形式などは石川県と協議の上決定する）

(3) 提出期限

成果物の提出は令和8年3月31日を期限とする。

6 情報セキュリティの確保および個人情報の保護等

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託者が業務を行うにあたっては、別紙1「(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団情報調達共通特記仕様書」を遵守しなければならない。

(2) 個人情報の保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(3) 守秘義務

受託者は、業務で知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

7 著作権等

(1) 今回の契約により作成された成果品等(ただし、キャンペーンにおける応募情報は除く)の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、委託者に帰属するものとし、委託者が結婚推進のため、無償で二次利用できるものとする。

(2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。また、第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。

(3) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。

8 損害賠償

本事業の実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害等については、全て受託者の責任において解決するものとし、その経過は速やかに実行委員会へ報告しなければならない。

9 瑕疵担保

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において修補を行うものとする。

10 委託費用の支払い

原則、事業終了確認後に支払うものとする。ただし、実施状況に応じて、委託者との協議により、契約金の一部を前金払いで支払うことができるものとする。

11 留意事項

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者や関係者と密に連携を図り、十分な協議の上、円滑に行うものとする。
- (2) 業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、委託者と協議の上、決定するものとする。
- (3) 業務を円滑に運営するために、本仕様を協議により追加、修正、削除することがある。
- (4) 受託者は、本業務に関わる会計実地検査等が行われる場合は、協力すること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、委託者から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- (6) 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- (7) キャンペーン実施に際し、あらかじめ委託者と協議して決定した特典を除き、金銭等を支給して募集してはならない。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して決めるものとする。